

国民の目、耳、口をふさぐ「秘密保護法案」

多くの反対の声

なにが秘密か「それが秘密」

安倍政権は、特定秘密保護法案を、今国会に提出し、国家安全保障会議（日本版NSC）設置法案とともに成立をねらっています。しかし反対の世論は広がっています。批判の高まりの中で一部野党（維新の会）などとの部分修正を図ろうとしています。根本的な問題解決にはなりません。ますます矛盾は広がるばかりです。

秘密保護法案は、外交、防衛など日本の「安全保障に関する情報」を保護するため、「行政の長」が「特定秘密」を指定し、それを漏らした公務員などに「懲役10年」もの重罰を科する弾圧法です。情報に接近しようとした国民や報道機関も対象です。秘密保護法は、「安全保障」を名目に、広範な行政情報を国民から隠す、文字通りの「軍事立法」です。

日本の法律では、「秘密保護」は公務員などに「職務上知りえた秘密」をみだりにもらしてはならないと守秘義務を定めたものが中心で、それを破った時の罪は公務員でも懲役1年です。それさえ守秘義務の範囲が広すぎると問題になってきました。自民党政府は2001年アメリカ「同時テロ」のどさくさにまぎれて、自衛隊が保持する「防衛秘密」について、外部に漏らしたり、漏洩を企て、教唆、扇動したりした場合は5年以下の懲役に科すと改悪しました。

今回の秘密保護法案はこれまでの法律とはまったく違います。法律の目的に「わが国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるもの」を「保護する」と、目的に「安全保障」が明記されました。まさに「軍事立法」です。秘匿の対象は防衛、外交など行政情報の中から「行政機関の長」がその遺漏が「安全保障に著しい支障を与える」と指定するものとなっているだけで、すべての行政情報が対象になり、TPPや原発情報も対象になります。

しかも「特定秘密」を扱えるのは、「適正調査」で秘密を漏らす恐れがないと認められた公務員に限られており、事実上すべての公務員が「適正調査」の対象となり親戚や友達・趣味のグループも適正調査の対象です。

国民には何が「秘密」なのかわからないのに、情報を手に入れなくても、共謀、教唆、扇動しただけでも罪に問われます。まさにすべての公務員と国民に、手かせ、足かせをはめるものです。

「安全保障」を振りかざして、すべての公務員と国民を縛り上げる「軍事立法」が、国民の「知る権利」や「取材・報道の自由」を侵害するだけでなく、国民主権の原則や平和主義を踏みにじめることは明らかです。憲法で戦争を放棄した日本に、他国との戦争を前提に国民の目や耳をふさぐ「軍事立法」は必要ありません。秘密保護法の制定は断固阻止しましょう。

7日（木）米原市議員団（清水・太田）と米原・近江支部計6人が米原駅西口で、また12日（火）には市議団（藤田・太田）と山東支部計4人が近江長岡駅で秘密保護法反対の早朝街頭宣伝を行いました。

